

# 第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	市税賦課事務（固定資産税）
-----	---------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	地方税法、鳥取市税条例		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	●実施(補助)期間 自 継続 ～ 至

担当部	総務部総務調整監	担当課	固定資産税課
担当係	償却資産係	内線	4131 課 No. 15030
関係課			

総合計画				基本計画の政策目標 (平成16年度→22年度)	
基本計画	章名	第4章 効率的で質の高い市役所づくりと地域の特色を活かした計画的なまちづくり		○市税の収納率 (現年分・滞納分含む。)	92.5% → 93.7%
	節名	第1節 効率的で質の高い市役所づくり			
	細節名	第4 長期的に持続可能な財政基盤の構築			
	施策名	②自主財源の確保	該当ページ		
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン					
事業区分	新規	継続	●	施策No.	41-04-02

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
固定資産税・都市計画税は、市税の中で安定的な基幹税目であり、的確に賦課を行うことにより、安定した税収を確保する。	・固定資産税・都市計画税の賦課	・固定資産税・都市計画税の賦課	・固定資産税・都市計画税の賦課	・固定資産税・都市計画税の賦課		<p>(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。</p> <p>(注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。</p>
事業の概要	<p>・固定資産税・都市計画税の賦課 1月1日(賦課期日)現在に、土地・家屋及び事業用の償却資産を所有しているもの(都市計画税については、市街化区域に所在する土地・家屋を所有するもの)に対し、個々の固定資産の価格を基に算定して課税。 3年に1度の評価替えを行い、価格の見直しを行っている。</p>					
事業の対象者(交付先)	市内に固定資産を所有するすべての納税義務者					
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	96	72	156	154	478	
財源内訳(インプット)	一般財源	96	72	52	50	270
	国庫支出金			104	104	208
	県支出金					
	起債( )					
その他( )						